

生駒市規則第30号

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年9月26日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成28年6月生駒市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(土壌安全基準)

第2条 条例第6条第1項に規定する土壌安全基準は、別表第1の左欄に掲げる有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる基準値とする。

2 前項の土壌安全基準に適合するかどうかの判定は、別表第1の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに、当該有害物質に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において試料を採取し、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により測定した測定値により行うものとする。

(生活環境の保全上必要な措置が講じられている埋立て等)

第3条 条例第7条ただし書の規則で定める埋立て等は、次に掲げる埋立て等とする。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による許可に係る一般廃棄物の最終処分場及び同法第15条第1項の規定による許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う埋立て等

- (2) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定による許可に係る汚染土壌処理施設において行う埋立て等
（埋立て等による崩落等の防止の基準）

第4条 条例第9条第1項の規則で定める基準は、別表第2及び別表第3に定めるとおりとする。

（条例第10条第2号の規則で定める埋立て等）

第5条 条例第10条第2号の規則で定める埋立て等は、次に掲げる行為等に係る埋立て等とする。

- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を受けて行う行為
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けて行う行為
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認又は同法第32条第1項若しくは第91条第1項の許可を受けて行う行為
- (5) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業又は同法第76条第1項の許可を受けて行う行為
- (6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項又は第6条第1項（これらの規定を同法第33条第4項において準用する場合を含む。）の許可を受けて行う行為
- (7) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項又は第21条第3項の許可を受けて行う行為
- (8) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の許可を受けて行う行為
- (9) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第9条第1項の許可を受け

て行う行為

- (10) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の許可を受けて行う宅地造成
- (11) 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づく新住宅市街地開発事業
- (12) 河川法（昭和39年法律第167号）第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の許可を受けて行う行為
- (13) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う開発行為
- (14) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業又は同法第66条第1項の許可を受けて行う行為
- (15) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の許可を受けて行う行為
- (16) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業又は同法第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の許可を受けて行う行為
- (17) 奈良県砂防指定地等管理条例（平成17年奈良県条例第47号）第3条若しくは第4条の許可又は第8条の協議の成立を受けて行う行為
（条例第10条第3号の規則で定める公共的団体）

第6条 条例第10条第3号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる公共的団体とする。

- (1) 日本下水道事業団
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

- (3) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (4) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- (5) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- (6) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
- (7) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (8) 国又は地方公共団体がその資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人
(条例第10条第4号の規則で定める埋立て等)

第7条 条例第10条第4号の規則で定める埋立て等は、第3条各号に掲げる埋立て等のほか、次に掲げる埋立て等とする。

- (1) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う埋立て等
- (2) 非常災害のために必要な応急措置として行う埋立て等
(事前協議)

第8条 条例第10条の許可を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、条例第11条の規定による事前協議を行おうとするときは、特定事業事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、特定事業の内容により市長が添付を要しないと認めるときは、これらの書類の一部を省略することができる。

- (1) 申請予定者に係る次に掲げる書類

- ア 住民票の写し（申請予定者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書）
- イ 申請予定者が条例第15条第1号クに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、代理権を証明する書面及び当該法人の登記事項証明書）
- (2) 事業区域の位置図及び付近見取図（縮尺2,500分の1以上のもの）
- (3) 現況平面図及び現況縦横断面図
- (4) 計画平面図及び計画縦横断面図
- (5) 事業区域の求積図（縮尺250分の1程度のもの）及び求積表
- (6) 事業区域内の土地及び事業区域を含む土地と隣接する土地の公図の写し及び登記事項証明書
- (7) 事業区域を含む土地と隣接する土地の所有者の同意書
- (8) 特定事業に使用される土砂等の量の計算書
- (9) 特定事業全体に係る作業工程表及び特定事業の施行の手順を明らかにした書類
- (10) 事業区域に係る表土の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真並びに表土に関する調書及び計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）第110条に規定する計量証明事業者が発行したものに限る。以下同じ。）
- (11) 土砂等の搬出入経路図（縮尺2,500分の1程度のもの）
- (12) 特定事業に供する施設の設置計画図及び位置図（縮尺500分の1程度のもの）
- (13) 擁壁等を設置する場合にあっては、擁壁等工作物の断面図及び背面図（縮尺50分の1程度のもの）並びに構造計算書
- (14) 排水施設を設置する場合にあっては、集水区域を示す図面（縮尺2,5

00分の1程度のもの)、排水計画図(縮尺500分の1程度のもの)、構造図(縮尺50分の1程度のもの)及び流量計算書

(15) 湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地又は自然水を遮断するような地形構造の土地の場合にあつては、暗渠排水施設きよの設置その他の有効に排水を行うために講ずる措置に関する図面並びに流量計算書及び流域の図面

(16) 沈砂池等の施設が必要な場合にあつては、その容量計算書及び構造図等の図面

(17) 特定事業が完了した後の土地利用計画図

(18) 事業区域内土地使用同意書(様式第2号)(当該土地所有者等が国又は地方公共団体である場合は、その同意を得たことを証する書類)

(19) 事前周知に関する計画書

(20) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第10号の事業区域の表土の土壌検査は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 事業区域の面積に応じ、1に1ヘクタールまでごとに1を加えた数以上の区域に等分して行うこと。

(2) 試料の採取は、前号の規定により区分した区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。

(3) 前号の規定により採取した試料について、別表第1の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により行うこと。

3 市長は、事前協議書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、当該特定事業の内容が条例第15条に規定する許可の基準に適合すると認めるときは、当該事前協議書を提出した者に事前協議が終了した旨を通知するものとする。

(事前周知)

第9条 申請予定者は、次に定めるところにより、事前協議書を提出した日から7日以内に特定事業の施行計画に係る表示板（様式第3号）を掲げなければならない。

(1) 事業区域内の公衆の見やすい場所に掲げること。

(2) 事業区域が2方向以上で道路に面するとき、又はその面積が相当の広さを有するときは、2以上の表示板を掲げること。

(3) 第12条の許可又は不許可の決定の通知を受ける日まで掲げておくこと。

2 申請予定者は、前項の表示板に記載した事項に変更がある場合は、直ちに当該表示板を変更しなければならない。

3 申請予定者は、説明会の開催その他市長が適当と認める方法により、事前協議書に記載した内容及び土砂等の搬出入経路その他市長が必要と認める事項を周知しなければならない。

4 申請予定者は、前3項の規定による事前周知の結果を、事前周知報告書（様式第4号）に第1項の規定により提出した特定事業の施行計画に係る表示板の写真を添付して、市長に報告しなければならない。

（土地所有者等の同意）

第10条 条例第13条の規定による同意は、事業区域内土地使用同意書（当該土地所有者等が国又は地方公共団体である場合は、その同意を得たことを証する書類）により行わなければならない。

（許可申請の手続）

第11条 条例第14条の規定による申請は、特定事業許可申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 第8条第1項第2号から第17号までに掲げる書類（特定事業の内容により市長が添付を要しないと認めるものを除く。）

(2) 事業主、事業施行者及び現場責任者（以下これらを「事業者等」という。）に係る次に掲げる書類

ア 住民票の写し（事業者等が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書及び役員一覧表（様式第6号））

イ 欠格要件非該当誓約書（様式第7号）

ウ 事業者等が条例第15条第1号クに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合は、代理権を証明する書面並びに当該法人の登記事項証明書及び役員一覧表）

エ 事業者等に条例第15条第1号カに規定する特定使用人がいる場合は、使用人一覧表（様式第8号）

(3) 事業主と事業施行者との特定事業に関する契約書又はこれに代わるものの写し

(4) 事業区域内の土地につき地上権その他特定事業の施行の妨げとなる権利を有する者がいる場合にあっては、事業区域内施行同意書（様式第9号）（当該権利を有する者が国又は地方公共団体である場合は、その同意を得たことを証する書類）

(5) 第8条第3項に規定する事前協議が終了した旨の通知書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第14条第14号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 事業区域において生ずる濁水の流出を防止するために講ずる措置

(2) 事業者等が条例第15条第1号クに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合は、当該法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

（許可又は不許可の決定）

第12条 市長は、条例第14条の規定による申請があったときは、その内容を

審査し、許可又は不許可を決定し、その旨を特定事業許可（不許可）決定通知書（様式第10号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（特定使用人）

第13条 条例第15条第1号カの規則で定める使用人は、次に掲げる者とする。

- (1) 本店若しくは支店又は主たる事務所若しくは従たる事務所の代表者
- (2) 前号に掲げる者のほか、特定事業に係る契約を締結する権限を有する者
（災害の未然防止のための措置）

第14条 条例第15条第9号の規則で定める必要な措置は、別表第2のとおりとする。

（構造上の基準）

第15条 条例第15条第11号の規則で定める構造上の基準は、別表第3のとおりとする。

（軽微な変更）

第16条 条例第17条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、条例第14条第1号、第7号、第12号及び第13号に掲げる事項の変更とする。

（変更の許可申請の手続）

第17条 条例第17条第2項の規定による申請は、特定事業変更許可申請書（様式第11号）に、第11条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るもの及び第19条第2項において準用する第8条第3項に規定する事前協議が終了した旨の通知書の写しを添付して行わなければならない。

（変更の許可又は不許可の決定）

第18条 第12条の規定は、条例第17条第1項の規定による変更の許可について準用する。この場合において、第12条中「第14条」とあるのは「第17条第2項」と、「特定事業許可（不許可）決定通知書（様式第10号）」と

あるのは「特定事業変更許可（不許可）決定通知書（様式第12号）」と読み替えるものとする。

（変更の許可に係る事前協議及び事前周知）

第19条 条例第17条第3項において準用する条例第11条の規定による変更の許可に係る事前協議は、特定事業変更許可事前協議書（様式第13号）に、第11条各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付して行わなければならない。

2 第8条第3項及び第9条の規定は、条例第17条第1項の規定による変更の許可について準用する。

（軽微な変更に係る届出）

第20条 条例第17条第4項の規定による届出は、特定事業軽微変更届出書（様式第14号）により行わなければならない。

（着手の届出）

第21条 条例第18条の規定による届出は、特定事業着手届出書（様式第15号）により行わなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第22条 条例第19条の規定による届出は、土砂等搬入届出書（様式第16号）により行わなければならない。

2 条例第19条の規則で定める量は、4,000立方メートルとする。

3 条例第19条の規定により添付すべき当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面は、土砂等に係る売渡証明書その他の土砂等を譲渡したことを証する書面又は土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（様式第17号）とする。

4 条例第19条の規定により添付すべき当該土砂等が土壌安全基準に適合していることを証する書面は、土壌の汚染状況についての検査のために採取した試

料ごとの検査試料採取調書（様式第18号）及び当該検査の結果を証する計量証明書とする。

5 前項の計量証明書の作成に当たっては、別表第1の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により土砂等の分析を行わなければならない。

6 条例第19条ただし書の土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合は、特定事業に使用される土砂等が採石法（昭和25年法律第291号）、砂利採取法（昭和43年法律第74号）その他の法令等に基づく許可、認可等がなされた採取場（以下「許可採取場」という。）から採取されたものである場合であって、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面及び当該土砂等を採取した採取場が許可採取場であることを証する書面が添付されたときとする。

（土砂等管理簿）

第23条 条例第20条の土砂等管理簿は、様式第19号による。

2 条例第10条の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、毎月5日までにその前月中の土砂等管理簿を作成しなければならない。

（土砂等の量の報告）

第24条 条例第21条の規定による報告は、事業状況報告書（様式第20号）に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 報告に係る期間の末日前1週間以内に撮影した事業区域の写真
- (2) 当該期間中の土砂等管理簿の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

（土壌検査）

第25条 条例第22条第1項に規定する土壌検査は、特定事業に係る土砂等の搬入を開始した日から起算して6月を経過するごと（条例第25条第1項の規

定による届出（当該特定事業を再開するときに係るものを除く。以下「廃止等の届出」という。）を行った場合にあっては、市長が指定する期日まで）に、市職員の立会いの下、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 試料の採取は、前号の規定により区分した区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）で行い、これらの地点から採取した試料を等量混合して1試料とすること。
- (3) 前号の規定により作成した試料について、別表第1の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる測定方法により行うこと。

（水質検査）

第26条 条例第22条第1項に規定する水質検査は、特定事業に係る土砂等の搬入を開始した日から起算して6月を経過するごと（廃止等の届出を行った場合にあっては、市長が指定する期日まで）に、市職員の立会いの下、試料を採取し、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）に定める測定方法により行わなければならない。

2 条例第22条第3項の規則で定める水質の基準は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）別表第1に定めるところによる。

（土壌検査等の報告）

第27条 条例第22条第1項の規定による報告は、特定事業土壌等検査報告書（様式第21号）に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 試料を採取した地点の位置図及び写真
- (2) 第25条の規定により作成した試料ごとの検査試料採取調書及び計量証

明書

(3) 前条第1項の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び計量証明書

(標識の様式)

第28条 条例第23条第1項の規則で定める様式は、様式第22号による。

(廃止の届出等)

第29条 条例第25条第1項の規定による廃止又は休止の届出は、特定事業を廃止した場合にあっては廃止した日から30日以内に、休止した場合にあっては休止した日から10日以内に、特定事業廃止（休止）届出書（様式第23号）により行わなければならない。

2 条例第25条第1項の規定による完了の届出は、特定事業が完了した日から15日以内に、特定事業完了届出書（様式第24号）により行わなければならない。

3 条例第25条第1項の規定による再開の届出は、遅滞なく、特定事業再開届出書（様式第25号）により行わなければならない。

(地位の承継の届出)

第30条 条例第27条第2項の規定による届出は、特定事業地位承継届出書（様式第26号）により行わなければならない。

(許可の取消し)

第31条 条例第30条第1項又は第2項の規定による許可の取消しは、特定事業許可取消通知書（様式第27号）により行うものとする。

(土地所有者等による施行状況の把握)

第32条 条例第32条第2項の規定による土地所有者等の特定事業の施行の状況の把握は、毎月1回以上、同意に係る特定事業の施行の状況が同意に当たり確認した事業内容に違反していないか及び当該事業区域において土壌の汚染又

は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害が発生し、又は発生するおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、自らが確認することが困難であるときは、他の者（当該特定事業の事業者を除く。）に確認させることにより行うことができる。

（報告又は資料の提出）

第 3 3 条 市長は、条例第 3 5 条に規定する報告を求めるときは、報告徴収通知書（様式第 2 8 号）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、報告書（様式第 2 9 号）により市長に報告しなければならない。

（災害発生時の報告）

第 3 4 条 許可事業者は、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生したときは、必要な応急措置を講ずるとともに、遅滞なく、災害発生に至った経緯及び被害の状況を市長に報告しなければならない。

（身分証明書）

第 3 5 条 条例第 3 6 条第 2 項の身分を示す証明書は、様式第 3 0 号による。

（書類の提出部数）

第 3 6 条 条例及びこの規則の規定による書類の提出部数は、正本 1 通及び副本 2 通とする。

（施行の細目）

第 3 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条、第8条、第22条、第25条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本工業規格K0102の38に定める方法（日本工業規格K0102の38.1.1に定める方法を除く。）
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	排水基準告示付表1に掲げる方法又は日本工業規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0102の65.2に定める方法
砒 ^ひ 素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0102の61に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下であること。	水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表2及び排水基準告示付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又

	以下であること。	は 5. 5 に定める方法
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0. 004 ミリグラム 以下であること。	日本工業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、 5. 2、5. 3. 1 又は 5. 3. 2 に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 1 ミリグラム以下 であること。	日本工業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 04 ミリグラム以 下であること。	日本工業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であ ること。	日本工業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、 5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又 は 5. 5 に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0. 006 ミリグラム 以下であること。	日本工業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、 5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又 は 5. 5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 03 ミリグラム以 下であること。	日本工業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、 5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又 は 5. 5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0. 01 ミリグラム以 下であること。	日本工業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、 5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 又 は 5. 5 に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0. 002 ミリグラム 以下であること。	日本工業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、 5. 2 又は 5. 3. 1 に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0. 006 ミリグラム 以下であること。	環境基準告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0. 003 ミリグラム 以下であること。	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0. 02 ミリグラム以 下であること。	環境基準告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0. 01 ミリグラム以 下であること。	日本工業規格 K 0 1 2 5 の 5. 1、 5. 2 又は 5. 3. 2 に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき	日本工業規格 K 0 1 0 2 の 6 7.

	0.01ミリグラム以下であること。	2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0102の34.1に定める方法又は日本工業規格K0102の34.1(c)(注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び環境基準告示付表6に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下であること。	日本工業規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法

備考

- 1 測定は、土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

別表第2（第4条、第14条関係）

- 1 埋立て等を行う区域（以下「埋立て等区域」という。）の地盤に滑りやすい土質の層又は軟弱地盤の層があるときは、その地盤に滑り又は沈下が生じないように、あらかじめ当該地層に杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 斜面上の地盤において施工する場合にあっては、埋立て等に使用された土砂等の滑動を防ぐ措置として、原則として埋立て等を行う地表面に段切り及び排水対策が講じられていること。この場合において、当該地表面に草木等があるときは、全て伐採除根の措置が講じられていること。
- 3 溪間への埋立て等にあつては、埋立て等に使用された土砂等が流下しないよう、あらかじめ埋立て等を行う当該溪流の下流側にえん堤を設置するとともに、現況の溪床面等に集水暗渠等、地下水を適切に排除するための措置が講じられていること。
- 4 埋立て等の施工に際しては、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害等が発生しないよう、防災工事を先行し、上下流に対する安全を確保した上、施工すること。
- 5 のり面及び当該のり面に設ける小段には、雨水その他の地表水によるのり面の崩壊を防止するための必要な措置が講じられていること。
- 6 埋立て等ののり面の安定を図るため、必要に応じて、埋立て等が施工された層ごとに地下水排除工等の施工が講じられていること。
- 7 埋立て等の施工において、切土を行う場合にあつては、切土面の土質に応じた安定勾配とし、切土面は、必要に応じて、当該切土が施工されたのり面ごとに当該のり面の安定が保たれるのり面保護工の施工が講じられていること。
- 8 埋立て等の事業完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透水による緩

み、沈下又は崩壊が生じないように、原則として直高30センチメートルごとに十分な敷きならし、敷固めその他の措置が講じられていること。ただし、この基準と同等の基準により、えん堤を設置する場合は、この限りでない。

9 埋立て等の施工に際しては、土砂等の流出及び濁水の流出を防止するため、埋立て等区域1ヘクタール当たり300立方メートル以上の容量の沈砂池の設置その他必要な措置が講じられていること。

10 埋立て等の施工に伴い設置する排水施設については、その排水すべき雨水及びその他の地表水を支障なく流下させるための措置が講じられていること。

11 埋立て等の施工において、擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。

12 埋立て等の施工に伴い生じたのり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護するための必要な措置が講じられていること。

13 埋立て等区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

14 埋立て等に伴うのり面又は擁壁の下端は、埋立て等区域界から2メートル以上離れた位置とすること。

15 埋立て等区域内にみだりに人が立ち入ることを防止するため、埋立て等区域内の全周囲に囲いを設けるものとし、構造は、風圧等により容易に転倒し、及び破壊されないもの又は柵等とすること。

16 埋立て等区域の出入口は、原則として1か所とし、施錠できる構造とす

ること。

別表第3（第4条、第15条関係）

- 1 埋立て等の高さ（埋立て等の施工により生じたのり面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の部分を除く。）の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。）及び勾配は、次の表のとおりとすること。

埋立て等の高さ	勾配
20メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上の勾配
5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配

- 2 埋立て等の高さ5メートル以上の盛土については、盛土高5メートルごとに幅2メートル以上の小段を設けること。

特定事業事前協議書

年 月 日

生駒市長 殿

申請予定者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及
び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第11条の規定により、事前協議を行いたいのので、関係書類を添えて次のとおり提出します。

特定事業の目的及び種別	
事業区域の所在地	生駒市
事業区域の面積	m ²
特定事業に使用される土砂等の量	全体予定量 m ³
特定事業を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業区域の表土の地質の状況	
特定事業に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入の計画	
土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置	
特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置	
事業区域以外の地域に排水する水の水質検査を行うために講ずる措置	
特定事業の用に供する施設及び特定事業が完了した場合の事業区域の構造	
事業区域において生ずる濁水の流出を防止するために講ずる措置	
法定代理人（申請予定者が未成年者である場合に限る。）	住 所 氏 名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

備考 記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

事業区域内土地使用同意書

申請予定者（許可事業者）

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

上記の申請予定者（許可事業者）が下記の土地において特定事業を行うことについて、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第13条の規定により、次のとおり同意します。

また、同意の前提として、同条に規定する事項について、申請予定者（許可事業者）から 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

1 事業区域 生駒市

2 土地使用の同意期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 同意する土地の一覧

土地の表示		地 目	面 積（公簿）	備 考
町 名	地 番			
			m ²	
			m ²	
			m ²	
合 計		筆	m ² （実測）	m ²

注 土地使用の同意期間が一筆ごとに異なるときは、備考欄に同意期間をそれぞれ記載すること。

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

土地を所有し、占有し、又は管理する者

住 所

氏 名

Ⓜ

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

特定事業の施行計画に係る表示板

特定事業施行計画のお知らせ	
事業区域の所在地	生駒市
事業区域の面積	m ²
特定事業の目的	
特定事業を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定事業に使用する土砂等の 主な採取場所	
特定事業に使用する土砂等の 種類	
特定事業に使用する土砂等の 搬入予定量	m ³
土壌安全基準に適合しない土 砂等の使用を防止するため に講ずる措置	
土砂等の崩落、飛散又は流出に よる災害の発生を防止するた めに講ずる措置	
事業区域において生ずる濁水 の流出を防止するために講ず る措置	
<p>この表示板は、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第9条第1項の規定により設置したものです。 上記計画についての問い合わせは、下記まで御連絡ください。</p> <p>連絡先 電話番号</p> <p>表示板の設置年月日 年 月 日</p>	

120
センチメートル
以上

90センチメートル以上

備考 表示板の素材は堅牢な^{ろう}ものとし、地は白色、文字は黒色で、風雪等により文字が消えないようにすること。

事前周知報告書

年 月 日

生駒市長 殿

申請予定者 住 所

氏 名

⑩

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第12条の規定により、事前周知の結果を次のとおり報告します。

1 表示板の設置年月日及び位置	年 月 日
2 説明会の開催日時	
3 説明会の開催回数	回
4 説明会の出席者	
5 出席者の意見	
6 出席者の意見に対する措置	

特定事業許可申請書

年 月 日

生駒市長 殿

申請者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第14条の規定により、次のとおり申請します。

特定事業の目的及び種別	
事業区域の所在地	生駒市
事業区域の面積	m ²
特定事業に使用される土砂等の量	全体予定量 m ³
特定事業を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業区域の表土の地質の状況	
特定事業に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入の計画	
土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置	
特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講ずる措置	
事業排水の水質検査を行うために講ずる措置	
特定事業の用に供する施設及び特定事業が完了した場合の事業区域の構造	
事業施行者	住所 氏名 ⑩ (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 連絡先 (昼) (夜)
現場責任者	住所 氏名 ⑩ 連絡先 (昼) (夜)
事業区域において生ずる濁水の流出を防止するために講ずる措置	
法定代理人(事業者等が未成年者である場合に限る。)	住所 氏名 ⑩ (法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

備考 記載事項の全てを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

役員一覧表

役 職	ふ り が な 氏 名	住 所	生 年 月 日

私(私たち)は、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第15条第1号アからサまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、(事業主) _____ に対する特定事業の許可の可否の決定のため、生駒市が必要とする場合は、私(私たち)が同号ア又はイに掲げる者に該当するか否かについて、生駒市が警察等関係機関に照会することを承諾します。

役員 住 所

氏 名

㊟

欠格要件非該当誓約書

年 月 日

生駒市長 殿

事業主 住所

氏名 ⑩
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

事業施行者 住所

氏名 ⑩
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

現場責任者 住所

氏名 ⑩
電話番号

私(私たち)は、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第15条第1号アからサまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、特定事業の許可の可否の決定のため、生駒市が必要とする場合は、私(私たち)が同号ア又はイに掲げる者に該当するか否かについて、生駒市が警察等関係機関に照会することを承諾します。

使用人一覧表

ふりがな 氏名	住所	生年月日	所属等	役職等

私(私たち)は、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第15条第1号アからサまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、(事業主) _____ に対する特定事業の許可の可否の決定のため、生駒市が必要とする場合は、私(私たち)が同号ア又はイに掲げる者に該当するか否かについて、生駒市が警察等関係機関に照会することを承諾します。

使用人 住所

氏名

㊞

事業区域内施行同意書

申請者 住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名）

電話番号

上記の申請者が下記の土地において特定事業を行うことについて、異議がないので、その施行に同意
します。

また、同意の前提として、 年 月 日に当該申請者から特定事業の説明を受け、その内容を
確認しました。

記

土地の表示		地 目	面積（公簿）	備 考
町 名	地 番			
			m ²	
			m ²	
			m ²	
合 計		筆	m ² （実測）	m ²

注 土地使用の同意期間が一筆ごとに異なるときは、備考欄に同意期間をそれぞれ記載すること。

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日

権利者 住 所

氏 名

Ⓔ

（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名）

電話番号

特定事業許可（不許可）決定通知書

第 年 月 日 号

殿

生駒市長



年 月 日付で許可申請のあった特定事業については、次のとおり、 $\left[\begin{array}{c} \text{許 可} \\ \text{不 許 可} \end{array} \right]$ の決定をしたので、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第12条の規定により通知します。

特定事業の目的	
事業区域の所在地	生駒市
事業区域の面積	m ²
特定事業に使用される土砂等の量（全体）	m ³
特定事業を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで
許可の条件又は不許可の理由	

（行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による教示）

特定事業変更許可申請書

年 月 日

生駒市長 殿

許可事業者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた特定事業について、許可事項を変更
したいので、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第17条第2項の規定により、
次のとおり申請します。

変更事項	変更前	変更後
変更理由		
添付書類		

特定事業変更許可（不許可）決定通知書

第 年 月 日
号

殿

生駒市長



年 月 日付けで許可申請のあった特定事業については、次のとおり、許 可
不 許 可の決定をしたので、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第18条において準用する同規則第12条の規定により通知します。

変 更 事 項	
許可の条件又は不許可の理由	

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示)

特定事業変更許可事前協議書

年 月 日

生駒市長 殿

許可事業者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた特定事業について、変更に係る事前協議を行いたいので、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第19条第1項の規定により、次のとおり提出します。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		
添 付 書 類		

特定事業軽微変更届出書

年 月 日

生駒市長 殿

許可事業者 住 所
氏 名 ㊞
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた特定事業について、軽微な変更をしたので、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第17条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

軽微な変更の内容

		変 更 前	変 更 後
許可事業者	氏名又は名称若しくは代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
特定事業に使用される土砂等の主な採取場所及び搬入の計画			
事業施行者	氏名又は名称若しくは代表者の氏名		
	住所又は主たる事務所の所在地		
現場責任者	氏名		
	住所		
変更理由			
添付書類			

特定事業着手届出書

年 月 日

生駒市長 殿

許可事業者 住 所
氏 名 ④
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)
電話番号

次のとおり特定事業に着手するので、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日

土砂等搬入届出書

年 月 日

生駒市長 殿

許可事業者 住 所
氏 名 ④
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた特定事業について、次のとおり土砂等を搬入したいので、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第19条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

特定事業に使用する土砂等の採取場所	
特定事業に使用するために搬入する土砂等の量	m ³
土砂等の搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

土砂等発生元証明書

年 月 日

生駒市長 殿

発生元事業者 住 所
氏 名 ㊟
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及
び名称並びに代表者の氏名)
電話番号

土砂等の発生について、次のとおり証明します。
なお、土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

採取場所の所在地		
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合にあつては、建設工事等の概要	工 事 名	
	発 注 者	
	施 工 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
上記工事における土砂等の発生量	m ³ (うち今回の搬入量 m ³)	
今回の証明に係る土砂等の量 (4,000 m ³ 以下ごと)	m ³	
土砂等の区分		
土砂等の搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで	
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号		
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号		

備考 証明に係る土砂等の運搬事業者及び使用者が法人の場合の住所及び氏名については、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載すること。

検査試料採取調書

年 月 日

生駒市長 殿

採取者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)
電話番号

土壤等の汚染状況についての検査のための試料を次のとおり採取しました。

採取した試料の計量証明書に記載された発行番号等	
採取年月日	年 月 日
採取日の天候	
試料の採取状況（深度等）	

備考

- 1 試料採取は、計量証明を行う者の計量管理下で行うこと。
- 2 試料の採取地点の位置図及び現場写真を添付すること。

土砂等管理簿

（ 年 月分）

特定事業の許可番号	許可の期間	特定事業の許可事業者名	事業区域の所在地	特定事業に使用した土砂等の量	特定事業に係る現場責任者氏名
	年 月 日から 年 月 日まで				

土砂等採取事業者名	土砂等採取場所の所在地	採取場所の工事内容	採取場所に係る現場責任者氏名	土砂等運搬事業者名

日付	土砂等の1日当たりの搬入量(m ³)	土砂等の1日当たりの搬出量(m ³)	備考
前月までの累計			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
計			
累計			

備考 この土砂等管理簿は、採取場所ごとに作成し、土砂等の搬入過程を1日ごとに記入すること。

事業状況報告書

年 月 日

生駒市長 殿

許可事業者 住 所
氏 名 ㊞
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け 第 号で許可を受けた特定事業について、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第21条の規定により報告します。

事業区域の所在地	生駒市
事業区域の面積	m ² (うち実施面積 m ²)
特定事業に使用された土砂等の量	m ³
今回の報告に係る期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 特定事業に着手した日から起算して6月を経過するごとに、その6月を経過した日から3週間以内に報告すること。
- 2 別紙土砂等搬入量集計表を添付すること。

様式第21号（第27条関係）

特定事業土壌等検査報告書

年 月 日

生駒市長 殿

許可事業者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名
称並びに代表者の氏名)
電話番号

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第22条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
添 付 書 類	(1) 試料を採取した地点の位置図及び写真 (2) 土壌検査を行った試料ごとの検査試料採取調書及び計量 証明書 (3) 水質検査を行った試料ごとの検査試料採取調書及び計量 証明書

特定事業に係る標識

特定事業の施行について 次のとおり土砂等による を施行し ます。			
1 許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号		
2 許可をした者	生駒市長		
3 事業区域の所在地	生駒市		
4 事業区域の面積	m^2		
5 特定事業を行う期間	年 月 日から 年 月 日まで		
6 特定事業に使用する土砂等の量（全体）	m^3		
7 事業主		連絡先	昼
			夜
8 事業施行者		連絡先	昼
			夜
9 現場責任者		連絡先	昼
			夜

120センチメートル以上

90センチメートル以上

備考

- 1 事業区域の入口の見やすい場所に設置すること。
- 2 板の素材は堅牢なものとし、地は白色、文字は黒色で風雪等により文字が消えないようにすること。

特定事業廃止（休止）届出書

年 月 日

生駒市長 殿

許可事業者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)
電話番号

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事業区域の所在地	生駒市
特定事業の許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定事業の廃止年月日又は休止期間	
特定事業の廃止又は休止の理由	
特定事業を廃止し、又は休止した場合の事業区域の構造	
土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講じた措置	

備考 特定事業着手前及び廃止（休止）時の事業区域の写真を添付すること。

特定事業完了届出書

年 月 日

生駒市長 殿

許可事業者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)
電話番号

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事業区域の所在地	生駒市
特定事業の許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定事業の完了年月日	年 月 日
特定事業完了時の事業区域の構造	
土壌の汚染及び土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために講じた措置	

備考 特定事業着手前及び完了時の事業区域の写真を添付すること。

特定事業再開届出書

年 月 日

生駒市長 殿

許可事業者 住 所
氏 名 ⑩
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)
電話番号

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第25条第1項の規定により、次のとおり
届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事業区域の所在地	生駒市
特定事業の休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
特定事業の再開年月日	年 月 日

特定事業地位承継届出書

年 月 日

生駒市長 殿

許可事業者 住 所
氏 名 ④
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)
電話番号

生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第27条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
事業区域の所在地	生駒市
承継の理由	
承継年月日	年 月 日
承継前の許可事業者	氏名又は名称
	住 所

備考 地位を承継したことを証する書類を添付すること。

様式第27号（第31条関係）

特定事業許可取消通知書

第 年 月 日
第 号

殿

生駒市長



年 月 日付け 第 号により許可した特定事業について、次の理由によりその許可を取り消したので、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第31条の規定により通知します。

（理由）

（行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示）

様式第28号（第33条関係）

報告徴収通知書

第 年 月 号
年 月 日

殿

生駒市長



生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第35条の規定により、次の事項について報告を求め、年 月 日までに報告書を提出してください。

報告徴収事項

様式第29号（第33条関係）

報 告 書

年 月 日

生駒市長 殿

事業者等 住 所
氏 名 ④
(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け 第 号で通知のあつた事項について、次のとおり報告します。

報告事項

第	号	身 分 証 明 書		写 真
所	属			
職	名			
氏	名			
生年月日				
上記の者は、生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第36条第1項の規定による検査のための立入りをを行う職員であることを証する。				
年	月	日	生駒市長	印

（裏面に生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の抜粋を記載する。）